

# なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

10月号

今月の特集①  
問題となりつつある  
「みなし労働時間制」

今月の数字  
<869>

## ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、  
特定社会保険労務士の中尾です。



10月だというのに暑い日が続きます。9月までだったクールビズを  
10月いっぱいまで延長する会社も出てきています。

温暖化のせいか夏が年々長くなっている気がします。  
時期に関係なく、気温の変化に合わせて衣替えをしてもい  
いのかもかもしれませんね。



ちよつと一服  
さかなコーナー  
平政  
「Theプリンター」

顧問先さまには、このほかに「問題となりつつある  
「みなし労働時間制」などの特集を配信させていただ  
いております。

# 今月の特集①：問題となりつつある「みなし労働時間制」

昨今、“ブラック企業”や“若者の使い捨て”などの問題がクローズアップされています。その中で、これらの問題企業が悪用している制度として「**みなし労働時間制**」が挙げられています。もちろん、適正に運用すれば合理的でいい制度なのですが、もともとの制度趣旨とは違う目的で運用している場合、様々な問題が生じ最悪“ブラック企業”のレッテルを貼られてしまいます。

## ★みなし労働時間制とは(制度の概要)

### 【事業場外みなし労働時間制】

外回りの営業のような会社外で労働する場合で、労働時間の算定が困難な場合

### 【専門裁量型労働時間制】

デザイナーやシステムエンジニアなど、法令で定められた19の業務に限定

### 【企画業務型裁量労働制】

事業運営の企画、立案、調査及び分析の業務に限定

これを見ると、かなり限定された制度と言うことが分かります。気軽に使えませんね。

## ★事業場外みなし労働時間制

このなかでもよく使われているのが「事業場外みなし労働時間制」です。

外回りの営業のような業務で、会社が具体的指示や時間管理できず、労働時間の算定が困難になる場合に使われる制度です。

運用する際の注意点として

- ✓ 営業など職種が限定されている
- ✓ 直行直帰等の場合で、携帯電話やメールなどでの時間管理がされていない。  
逆に言うと時間管理が自己に任せられていること。

などの条件がありますので、その条件に合致しているか注意が必要です。

また、次のような場合、始業終業時間の管理ができるので、事業場外みなし労働時間制は使えません。

- 業務を行うグループの中に時間管理者が含まれる場合
- 無線やポケットベル(および携帯電話)により随時使用者の指示を受ける場合
- 訪問先や帰社時刻などにつき具体的な指示を受けてその指示どおりに業務を行い、その後事業場に戻る場合
- 朝、会社や営業所に来て、会社や営業所に帰ってくる

このような場合、会社で具体的指示や時間管理ができることから、事業場外みなし労働時間制は使えません。

## ★まとめ

このようなみなし労働時間制は、適正に運用すれば円滑な労務管理に繋がりますが、制度の目的趣旨とは違う使い方をすると、労務トラブルになるだけでなく、法違反による是正勧告やサービス残業(割増賃金不払い)とされて、多額の未払い残業代を支払うことにもなり兼ねません。

運用の難しい制度だけに、慎重な管理運営が必要です。

みなし労働時間制などのご質問やご相談は、  
当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

(C) 2013. なかお事務所 All Rights Reserved

# 今月の数字 < 869 >

この数字は平成25年10月から改定される東京都の最低賃金額です。10月からほとんどの都道府県で最低賃金の改定がされました。最低賃金額は、毎年10月に改定されます。そのほか、産業別の最低賃金(特定産業別最低賃金)が12月～2月にかけて改定されますのでご注意ください。

主な近隣都県の最低賃金を下記にまとめましたので、自社の給与が最低賃金を下回っていないかチェックしてみてください。

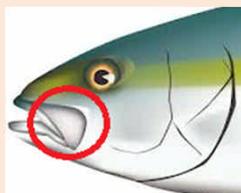
時給(円)	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県
適用時期	10月19日	10月20日	10月20日	10月18日
新最低賃金	<b>869</b>	<b>785</b>	<b>868</b>	<b>777</b>
旧最低賃金	850	771	849	756

単位(円)

今年の改定額は、全国平均で前年比で14円上がっています。去年今年と大幅な引き上げとなりました。この2年続けての大幅な改定は、「最低賃金額が生活保護水準を下回っている」と言う事態の解消のためですが、「今回の改定でほぼ是正された」と公表されていますので、来年からは数円単位になると思います。

## ちょっと一息さかなコーナー

釣りの世界では、「スプリンター」と言われている魚です。引きが強いので、ルアーなどのゲームフィッシュとして有名で、ルアーに突如アタックしてきて、一気に走り出す様はまさにスプリンターです。



大きなものは、1メートルを超えます。見た目も大きさもブリそっくりです。

ブリとの違いは、口元を見ると違いが分かります。主がく骨後端(口の真上の三角形の部分)の上の角がブリでは尖っており、ヒラマサでは丸くアールを描いています。それと、ヒラマサはブリに比べて体の厚みがやや薄く、スマートに感じます。

味はブリよりも脂が少なく、上品な白身魚と青物の中間的、刺身やカルパッチョなど生食が最高です。

昔は「ブリ30匹にヒラマサ1匹」と言われるほど幻に近い魚として大変な高価な魚でしたが、近年、生態も分かって養殖も盛んになり身近に手に入る魚になりました。それでも市場に出る量はヒラマサの方が全然少ないですね。

もう何年もヒラマサを釣ってないですねー。あの強烈な引きを久しぶりに味わいたいです…。

## 編集後記

今月も事務所報の発行が遅れてしまいました。ゴメンなさい。

「事務所報のネタがよく尽きませんねー。」と言われてたりします。

結構キビシイ月もありますが、さかなコーナーだけはネタが尽きません。毎月書き足りないくらいです。

書いていると釣りに行きたくなっちゃいます。

(平成25年10月号)



なかお事務所  
特定社会保険労務士・行政書士  
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28  
和智ビル603

メール: [info@nakao-jimusho.com](mailto:info@nakao-jimusho.com)  
H P : <http://nakao-jimusho.com>  
T E L : 048-476-5753